

取得した商標権による模倣品の排除

会社概要

株式会社 VinVie（松川町）

2018年4月設立 資本金 ～1,000万円 従業員 ～5名

同社は、自社農園などで栽培したリンゴ・ぶどうを使い、シードル(cider)・ワイン(wine)を生産するために、果樹農家、醸造担当、営業担当の4人で2018年に創設した。

現在販売しているシードルは、農産物の六次産業化を目指して2018年に独自開発し、美味しさを追求するために、自社農園ならではの強みを活かし、直営の農園により生産した7種のリンゴと洋ナシをブレンドし、多くの顧客から好評を得ることができ、現在では全国に販売している。

自社農園で生産された各種のリンゴを使用した“シードル”を開発し、製造・販売するため2018年に創業した。同社は、起業する数年前から、会社名とシードルの商品名について、知財総合支援窓口の支援を受け、事前に商標権を取得している。



きっかけ

・相談内容

自社農園で生産された各種のリンゴを使用した“シードル”を開発し、製造・販売するため、販売予定のシードルの銘柄については、創業前から事前に商標権を取得していた。

その後、新規に六次産業を目指すワイナリーなどが増加し、その中に、当社の商標権を無断で使用していることが判明した。このため、当社の商標権の使用を中止させるための措置について相談があった。

支援内容・ポイント

商標権を無断で使用して販売しているワイナリーに対し、商標権の存在を認知してもらうこと、無断使用を止めることを知らせる通知書を作成して送付するよう助言した。

新規のワイナリーには、いきなり侵害警告するのではなく、商標権の存在を認知してもらうことを心がけ、過度な争いを避けるため、穏やかな内容の通知書とした。

成果

通知書を送付して数日後には、謝罪と販売中止を中止するとの連絡があり、間もなく商標権を使用したワインがインターネットから削除されていた。

新規のワイナリーは、会社組織ではないこともあり、商標権に関する認識が乏しかったと考えられる。今後、地域の生産者と共存共栄を図るため、互いの商標権を尊重して愛飲者のニーズに応えることが必要と考える。

この事例においては、同社が将来の事業計画に基づいて、事前の商標権を取得していたことが、早期解決となり、今後の販売促進に繋がったものである。